

「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について (H30, NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施 (又は予定) している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	希少猛禽類のみ前倒し調査を実施しており、2024年1月から調査を開始しております。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。
1-3	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は縦覧期間最終日の18時までとし、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。 図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることも踏まえてご回答ください。 ②p.332に「住民から要望があった際に図書の貸し出しを行う等により、利便性の向上に努めてまいります。」との記載がありますが、利便性の観点から、地元図書館での据え置きへの対応は難しいでしょうか。	①アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすること、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えておりますが今後地域住民からの要望があった場合については期間の延長を検討いたします。 ②住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はございますが、昨今SNSの普及によって、図書館での据え置き等、期間を定めずに継続した場合、悪意を持った方が誤った認識の情報を拡散した場合に発生する処理、対応を事業者側ですべて適切に実施することは困難であると考えております。 懸念が払拭されない以上、要望があった際の個別対応とし、適切な情報提供をもって住民との相互理解促進に努めていく所存です。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	第2章 第一種事業の目的及び内容 第1節 対象事業の目的	1次	本事業においては、海フシ類が飛翔ルートとして利用する可能性が高い海岸線から2kmの範囲の除外や、自然度の高い植生の区域の可能な限りの除外などの一定の配慮が見られるところであり、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両立を目指しているものと拝見いたしました。このような改変区域の絞り込みによる影響低減のほか、実施を検討されているネイチャーポジティブの取組や環境教育等の地域貢献活動等がありましたらご教示ください。	風力発電等の再生可能エネルギー関連事業については、CO2排出の削減等を通じたカーボンニュートラルへの貢献が大きい取り組みではありますが、ご指摘のとおり、ネイチャーポジティブに対する取組みと両立を目指していくべきものと考えております。改変区域の絞り込みによる影響低減以外の具体的な取組みについては、環境省の推進する「令和6年度 ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」が先進事例になるものと考えており、このような実証事業を参考として、事業とネイチャーポジティブとのシナジーを最大化しつつ、発生するトレードオフを技術的政策により極力解消していく考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	13	表2.2-1 風力発電機 の概要	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定が望ましいと考えられますが、現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最高高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されるものかご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p>	<p>①カットイン風速やフェザリングを遠隔操作することが可能な機種の中から選定する見込みとなります。</p> <p>②ご指摘のとおり、準備書段階において、適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類やコウモリ類に対し重大な影響が考えられる場合には、風力発電機の規模を縮小する等、事業計画の見直しを検討いたします。</p> <p>③ギアレスの風車やその他の低騒音モードなどのオプションがある機種の中から選定する見込みとなります。</p>
2-3	14	工. 緑化	1次	<p>①緑化について、「種子吹付による緑化を図る」こととされ、また、「在来種を考慮して検討を行う」とありますが、在来種の種子を用いる場合においても産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましく、工事区域における表土取り置きも有効であると考えます。 これらを踏まえ、外来種を用いなければならない事となる想定がありましたら、そのことについて詳細をご教示いただくとともに、用いる可能性のある外来種（国内外来種を含む。）とその外来種が侵略的な種ではないことの根拠や、外来種の拡散防止対策についても併せてご教示ください。</p> <p>②配慮書において、緑化に使用する種や産地について「方法書の段階において許可権者や専門家からのヒアリングをもとに種苗選定等の方針をお示しいたします。」と回答がありましたが、そのような記載がないので、現在の状況をご教示ください。</p>	<p>①②緑化に使用する種については、関係機関と協議の上、早期緑化できる種を採用する予定です。方法書以降の段階において許可権者や専門家からのヒアリングをもとに種苗選定等の方針をお示しする旨回答いたしました。現時点ではヒアリングの実施には至っておらず、具体的にどのような種を利用するかの詳細な検討が終わっていないため、種苗選定等の方針については準備書にて記載いたします。なお、現状在来種を用いた緑化を基本に検討しており、外来種（国内外来種を含む。）を用いなければならない事となる想定しておりません。今後の検討において外来種を用いなければならない事となる場合は準備書に記載いたします。</p>
2-4	14	(3) 交通 に関する事項	1次	<p>「その他の工事用資材等の運搬車両（コンクリートミキサー車等）については、小平町及び留萌市内のほか沼田町方面からの運搬の可能性も踏まえ、深川留萌自動車道等の既存道路を経由し、対象事業実施区域に至る経路を想定している」とのことですが、利用を想定している生コン工場がありましたら、その場所についてお示しください。</p>	<p>現段階で明確に利用を想定している生コン工場はございません。生コン工場の場所については準備書に記載いたします。</p>
2-5	15	図2.2-6 風力発電機 等の大型資材 等の搬出入ルート	1次	<p>その他の工事用資材の搬出入ルートに関し、一般国道232・239号について、現在想定されているルートより北側のルートを使用する可能性はないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>一般国道232・239号について、想定しているルートより北側のルートは現状使用する想定はしておりません。今後の検討状況によって使用が想定される場合は準備書に具体的なルートを含め記載いたします。</p>
2-6	16	① 工事中 の排水に関する事項	1次	<p>車両洗浄は対象事業実施区域内で行うのでしょうか。 この場合、車両洗浄により生じた排水の処理方法をお示しください。 また、車両洗浄による排水について、外来植物の種子が付着している可能性があります。現地排水に混じった種子が芽吹かないよう配慮されるものかご教示ください。</p>	<p>事業実施区域内にて付着した泥土については、場外に持ち出さないように工事車両のタイヤの洗浄を行う事は想定されます。その際の排水は、場内に設ける沈砂池に流入するように排水計画を行います。 また、コンクリート打設後の車両や機材に付着したセメントを洗浄しますが、その洗浄水はプラント工場への持ち帰りすることといたします。その他の事業実施区域外から持ち込まれる恐れのある外来植物に対する具体的な対策については今後検討し準備書に記載いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	16	② 土地利用に関する事項 ③ 残土に関する事項	1次	①「発電所に係る環境影響評価の手引」において、記載することとされている盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定についてご教示ください。 ②極力残土が発生しないように努めるほか、対象事業実施区域内での処理が困難であると判断した場合には、対象事業実施区域外での適切な処理を検討することとありますが、残土が発生した場合は対象事業実施区域内に土捨て場を設置する可能性もあるのでしょうか。p. 327において「残土の発生量（場外搬出量）」と記載されていることから、切り土・盛り土で均衡が図れず、残土が生じた場合には場外での搬出を予定しているのでしょうか。残土が発生した場合の残土の処分方法の予定（検討中である場合にはその旨）についてご教示ください。	①現在、現地調査を実施中であり、引き続き現地調査及び設計を行い、基本設計完了後に、関係機関と事前協議を行ってまいります。 今後の協議内容を踏まえたうえで発電所に係る環境影響評価の手引」において、記載することとされている盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定について算定し準備書段階で示したいと思います。 ②詳細な残土の処理方法については現在検討中ですが、対象事業実施区域内外に関わらず、地域の皆様など関係者の理解が必要になりますので、関係者への事前説明を丁寧に行い、水質への影響、災害防止等の観点から許可権者との協議を密に実施し残土処理方法についての検討を進めてまいります。
2-8	22	図2. 2-10 (2) 事業実施想定区域北西側の除外	1次	保安林の区域の内、対象事業実施区域から除外しなかった区域における改変行為によって、保安林（土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林）の機能低下による影響が生じないよう、どのような対応を検討されているかご教示ください。	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、対象事業実施区域内で保安林の改変が必要になった場合には、それらの機能の低下をさせないように、関係機関の指導を仰ぎ、検討してまいります。
2-9	24	図2. 2-11 河川、沢筋等の除外	1次	①配慮書段階では、小平町の水道所管部局、農業団体及び漁業団体との調整に関し、「農業団体へは事業計画概要の説明は実施しており、特段コメントはありませんでした。なお、今後の環境調査及び許認可などの状況に応じて協議を行う予定」であるとのことご回答をいただいておりますが、河川への影響の観点から除外範囲を検討するにあたり、これらの機関等と調整をされたかについて、ご教示ください。 また、調整された場合には、確認された意見等の反映状況についても、ご教示ください。 ②対象事業実施区域内に河川が存在していますが、配慮書段階と同様、河川の直接的な改変は想定していないとの認識でよろしいでしょうか。	①方法書段階において、各関係機関に対し事業地域の絞込みについての説明は実施しておりません。今後の準備書段階において、専門家等のご意見を踏まえたうえで適切に現地調査を実施し、その結果を踏まえた上でヒアリングを実施し、密に意見交換を行います。 ②河川については直接改変を行わないものの、その周囲については工事等の改変を行う可能性があるため、現時点においては対象事業実施区域に含めております。今後の環境調査や事業性を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、河川の除外を含め、対象事業実施区域及びその周囲の河川への濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	25	第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	1次	関係市町村は、小平町及び留萌市とされていますが、図6.2-17景観の調査地点（主要な眺望点、主要な眺望景観）（p.322）によると、苫前町も対象事業実施区域から10.9kmの範囲に含まれています。 このため、苫前町が関係市町村に該当するかについて、どのような検討をされたのかをご教示ください。	配慮書段階において、苫前町に対し本事業計画等に関するご説明を致しましたが、町内に多数の風力発電機が設置されていること、距離が離れていることから、景観等への影響は少なく、関係市町村として除外しても問題ないとの判断を受けました。 なお、方法書作成時の検討につきましては、対象事業実施区域の絞り込みにより配慮書時に比べて苫前町の影響低減がなされていることから、配慮書時のヒアリング結果も踏まえて関係市町村から除外しております。
3-2	42 43	図3.1-8 地すべり地形分布	1次	①地すべり地形が対象事業実施区域内に存在します。 1)配慮書段階では「詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等、検討を進め」とされてきましたが、この対応は変わりないという認識でよろしいでしょうか。 2)配慮書段階では「地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等の検討において、関係機関や専門家等との協議・ヒアリング等は行う予定」とされていましたが、対象事業実施区域や風力発電機の設置検討範囲を設定するにあたり、どのような対応をされたのかをご教示ください。 ②地すべりリスクの高い範囲を改変区域から除外することに関する検討結果は準備書段階で示されるのか、ご教示ください。	① 1)ご指摘のとおり、今後の詳細な風力発電機等の配置計画の検討にあたっては、詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等、検討を進めてまいります。 2)方法書段階においては、風力発電機の設置予定範囲としてお示ししており、地すべりリスクに対する詳細なヒアリングは実施しておりませんが、準備書段階における詳細な風車の配置計画の検討にあたっては、専門家等のご意見を踏まえたうえで適切に現地調査を実施し、その結果を踏まえた上で、配置等について検討してまいります。 ②地すべりリスクの高い範囲を改変区域から除外することに関する検討結果は準備書段階においてお示しする想定です。
3-3	48 49	図3.1-11(2) コウモリ生息情報 図3.1-11(3) コウモリ分布	1次	ヒメホオヒゲコウモリ（道レッドリストNt）やヒナコウモリ（道レッドリストNt）など、対象事業実施区域周辺にコウモリの生息・分布が確認されていますが、こちらを受け、調査手法に反映した部分があればお示しください。	コウモリ調査において、ヒメホオヒゲコウモリについては林内を飛翔することを考慮し、林道、採餌場における捕獲調査、ヒナコウモリについては、高空を飛翔することを考慮し、高空飛翔調査A(2高さ)及び高空飛翔調査Bを実施し、各種の生息状況等を適切に把握できるよう検討いたしました。
3-4	52～ 61	イ.鳥類	1次	環境アセスメントデータベース（EADAS）センシティブリティマップにおいて、オジロワシ及びオオワシの生息により注意喚起メッシュBとなっているほか、海ワシ類、オオハクチョウ、マガン、オオヒシクイの渡り経路やノスリの渡り経路（秋季）と重複しており、風力発電機の設置による影響が懸念されますが、これらを受け、調査手法に反映した部分があればお示しください。	希少猛禽類及び渡り鳥調査において、海岸線及び内陸側に広い範囲で定点観察調査地点を配置し、それに加えて移動観察を実施し、希少猛禽類の生息状況等を適切に把握できるよう検討いたしました。
3-5	97-98 102- 103	表3.1-19 対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点の状況 表3.1-21 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場	1次	主要な眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場について、関係市町村へのヒアリングを実施したとのことですが、その概要についてご教示ください。	配慮書段階及び方法書段階において、小平町役場及び留萌市役所に対して、既存資料によりとりまとめた眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場以外で、地域住民から親しまれている場所等の有無についてヒアリングを実施しました。ヒアリングにより「船場公園（道の駅るもい）」、「神居岩公園」を追加しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	111	(1) 河川及び湖沼の利用	1次	①配慮書段階において、今後の方法書段階において、(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と協議を実施する旨、ご回答いただいていたところですが、協議状況や今後の予定を教示ください。 ②「小平町内を流れる河川水は町内の農業用水として利用されている」とのことですが、取水地点の確認状況をご教示ください。 また、取水地点を把握されている場合には、取水地点及びその集水域が分かる図をお示しください。	①方法書段階において、小平町役場に対して、小平町内のさけますの稚魚放流事業の位置等についてのヒアリングを実施いたしました。今後、風力発電機の設置位置等事業計画の熟度が高まった時点で、(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と協議を実施し、重大な影響が考えられる場合には、風力発電機の設置基数の変更等事業計画を検討してまいります。 ②方法書段階において、小平町役場に対して、小平町内における河川水の利水状況についてヒアリングを実施したところ、河川水は農業用水として利用されているが、取水位置については詳細に把握していない(資料がない)との回答がありました。
3-7	111	(2) 地下水の利用	1次	配慮書段階において、飲用の地下水井戸が事業実施想定区域内にないことは確認しているとのことをご回答をいただいておりますが、区域絞り込み後の対象事業実施区域の周辺(1km以内)には飲用の地下水井戸が存在するのでしょうか。	方法書段階において、小平町役場に対して、対象事業実施区域内の飲用井戸の分布の有無及び最寄りの井戸までの距離についてのヒアリングを実施したところ、対象事業実施区域内(富里、平和地区)に住所がある住民はいるが、井戸の有無、距離については回答を控えたい旨、ご回答がありました。
3-8	111	(3) 漁業権の設定状況	1次	対象事業実施区域の沿岸域において漁業権が設定されていることを踏まえ、方法書手続を実施するにあたり、関係する漁業協同組合等との協議や説明会の開催等に係る情報提供について、どのような対応をされたのかについて、ご教示ください。	方法書段階において、説明会開催における周知については、北海道新聞、広報誌のほか、チラシの全戸配布等を実施し、開催情報が適切に周知されるよう取り組んでおります。 現地調査を実施する際は、調査前に事業概要を詳しく説明し、漁業権者の許諾を得たうえで進めます。なお、詳細の協議については、風力発電機の設置位置などの計画がより具体化し、事業の熟度が高まった段階で、関係する漁業協同組合等と実施いたします。
3-9	117	図3.2-6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の分布状況	1次	配慮書段階で、事業実施想定区域の外周から最も近接する住宅が約100mの距離にあることに対し、かなり近接していることから、十分な離隔をとるようにはすべきではないかと指摘し、「今後の方法書段階における事業計画にあたっては、近接する住居から十分な離隔を確保できるように、風力発電機や設置範囲や対象事業実施区域を検討してまいります。」と回答されておりました。 本図では、対象事業実施区域の外周から最も近接する住居等までの距離は、配慮書と同様、約100mとされていますが、どのような検討を行った結果、このような区域設定となったのかをご教示ください。	方法書段階においては、配慮書段階から引き続き輸送路の絞り込みについて検討したものの、尾根上へアクセスするルートを確認させるまでには至らず、配慮書段階と同様に広く事業地を設定したエリアも存在するため、対象事業実施区域に近接する住居等が存在しております。
3-10	156	図3.2-19 土砂災害警戒区域等の指定状況	1次	対象事業実施区域東部の一部が土砂災害警戒区域と重複しています。図書12ページをみると、既存林道を活用する区間となっておりますが、重複部では、林道の拡幅といった変更がどの程度の規模で実施される可能性があるのか、ご教示ください。	土砂災害警戒区域と重複するエリアについては、現段階で具体的な工種等は未定であるため、今後の現地測量等や、関係機関との協議を踏まえ、詳細な工事計画を検討してまいります。
3-11	156 158	図3.2-19 土砂災害警戒区域等の指定状況 図3.2-21 山地災害危険地区の指定状況	1次	対象事業実施区域が、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区と重複しています。 このため、対象事業実施区域について、国土防災に係る指定区域と重複しないように設定する必要があるかと判断された理由をご教示ください。	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区と重複するエリアについては、現時点で具体的に土地の変更等の計画はなく、今後の工事計画の検討を踏まえ、当該範囲を除外する等、適切に取り扱ってまいります。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	239	表5.2-1 (2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解	1次	土砂流出防備安林、土砂崩壊防備安林、山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である旨の経済産業大臣の意見を受け、「関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行う」旨の事業者の見解が記載されていますが、関係機関との協議状況や今後の協議予定について、ご教示ください。	現時点では、現地調査を実施中であり、関係機関との協議に必要な資料を作成中でございます。引き続き、現地調査及び設計を行い、基本設計を完了後、関係機関と事前協議を行ってまいります。協議内容を踏まえ、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を進めてまいります。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	246	表6.1-2 環境影響評価項目の選定	1次	建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物、粉じん等及び振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。 本事業では、対象事業実施区域及びその周辺に住居等が存在している(p.117)とされており、振動等による影響が懸念されますので、環境影響評価項目として選定する必要がないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、発電所アセス省令第21条では、参考項目を勘案しつつ、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目選定を行うとされていることを踏まえて、ご回答ください。 また、環境影響評価項目として選定しない場合であっても、住居等への配慮として想定されている対応がありましたら、その内容をご教示ください。	本事業においては、風力発電機の設置予定範囲より最も近い住居等まで約1,100m程度の離隔があり、道路の拡幅等が想定される地点では最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事であることから、窒素酸化物、粉じん等及び振動の影響は極めて小さいものと考えております。そのため、環境影響評価の項目としては選定をしておりません。 ただし、近接する地域住民からのご意見等は引き続き伺いながら工事計画を検討してまいります。
6-2	250	6.2.1 専門家等へのヒアリング	1次	コウモリ類を除く哺乳類、爬虫類及び両生類の専門家にヒアリングをしていませんが、調査手法や目撃種・痕跡等の同定に係る知見を十分にお持ちということではよろしいでしょうか。 また、調査を実施してみても同定ができなかった場合や過小評価が懸念される場合など、これら分類群に係る生息状況や事業による影響を十分に把握することができない可能性がある場合には、随時、専門家等にご相談される予定でしょうか。	本事業においては、地域特性の観点から、特に影響が考えられる分野において複数名のヒアリングを実施いたしました。コウモリ類を除く哺乳類、爬虫類及び両生類の調査手法については、地域により調査手法が大きく変わらないものと考え、方法書段階ではヒアリングを行っていません。 また、今後の調査を実施して上で、同定ができなかった場合や過小評価が懸念される場合など、これら分類群に係る生息状況や事業による影響を十分に把握することができない可能性がある場合には、随時、専門家等にご意見を伺う想定です。
6-3	250 ～ 252	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容 【コウモリ】 専門家A	1次	①コウモリ類の専門家から「連続調査をする旨を分かりやすく記載すること」との意見を受けていますが、調査手法のどの部分に反映されているのか、具体的な内容をご教示ください。 ②コウモリ類の専門家から「任意調査のルートとして、河川に沿って北東側～南側～北西側など、アクセスが可能な範囲で対象事業実施区域周辺を周回するようなルートで3時間程度実施するとよい。」「ドライバーの休憩も兼ね、30分に1回程度定点観察を実施するとよい」との意見を受けていますが、p.292に示される「バッドディテクター（任意踏査）」の調査時間帯は日没後から2時間程度とされています。2時間程度と設定した根拠についてご教示ください。 ③反射板・遮断版を設置して下方向からの音の遮断に努めるとよい旨の意見を受けていますが、高空飛翔調査A及びBにおいて反射板は設置されるのでしょうか。	①専門家ヒアリング前段階の図書において、高空飛翔調査A及びBの調査手法として、設置作業を努力量として記載していたため、バッドディテクターの設置期間及び連続設置である旨を記載するよう修正いたしました。 ②任意踏査において、ルートの距離等を考慮し2時間と設定しておりますが、多数の飛翔が確認される場合などについては、定点観察の実施や調査時間を延長する等状況に応じて対応してまいります。 ③高空飛翔調査Aでは、50m高さに設置されているマイクにおいて、下方向からの音を遮断する反射板を設置します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-4	253	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容 【コウモリ】 専門家B	1次	現地調査手法について、車両によるバッドディテクターの任意踏査に対し、疑問を持つ旨の意見があります。 P.292には飛翔方向に留意する旨の記載がありますが、風力発電機の設定予定範囲から1km以上離れた踏査ルートからの飛翔方向をどのように予測に活用する予定なのかが読み取れないので、こちらに対する事業者の見解を具体的にご教示ください。	車両による任意踏査については、有識者により意見が必ずしも一致していないため、調査結果を精査した上で、改めて準備書段階でヒアリングを実施し、当該地域に生息するコウモリ類に関する補足データとする等、扱いを検討いたします。
6-5	254 ～ 257	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容 【鳥類生態学】 専門家C	1次	①風力発電機のカットイン風速に関する意見 (p.254の・3つ目)を踏まえ、8～9月の中旬にかけて天気が良い日に限り、カットイン風速を5m以上に設定することを検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。 ②風況ポールに設置したバッドディテクターのカウンタ数と事後の衝突数について、必ずしも相関するとは限らず、また、バッドディテクターで正確に感知できない種もいる可能性があるため、赤外線ビデオカメラやLEDライトでの同時測定をすることを検討するとよいとの専門家の意見がありますが (p.255の下段)、これを受け、検討した結果をご教示ください。 ③渡り鳥の調査法として帯状区画法の実施が望ましい旨の意見がありますが (p.256の・3つ目)、本図書の調査手法に追加する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 また、一般鳥類の調査及び生態系の繁殖期のカラ類の調査では、なわばり記図法の実施が望ましい旨の意見がありますが (p.256の最後の・及び p.257の・2つ目)、鳥類の調査や生態系の典型性注目種の調査手法に追加する必要はないか、それぞれご教示ください。	①ご指摘のとおり、現地調査を適切に実施し、重大な影響が考えられる場合においては、カットイン風速を5m以上に設定するよう検討してまいります。 ②上記については、高空飛翔調査Aに加えてBの調査を追加したほか、任意踏査や目撃フィールドサイン、捕獲調査を適切に実施することで、可能な限り精度の高い調査結果がえられるよう検討しました。 ③帯状区画法については、主に小鳥類の渡りを想定されておりますが、風力発電機の配置が想定される尾根線上での調査が困難であること、帯状区画を設定する位置により結果が異なること等から、調査結果を予測及び評価へ反映し難いと考えられるため、方法書に記載した定点調査により、小鳥以外の水鳥や猛禽類を含め当該地域の渡りの状況を網羅的に把握することとしております。また、なわばり記図法については、一般鳥類の調査によりカラ類の生息状況を把握する考えですが、調査結果に応じデータの不足が考えられる場合には、追加的なわばり記図法の調査を実施いたします。
6-6	258 259	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容 【鳥類】 専門家D	1次	①渡り鳥の渡来数や飛行経路については年度変化が大きいため、可能であれば猛禽類同様に2期調査の実施が望ましい旨の意見がありますが (p.258の・5つ目)、この意見を受け、複数期の調査を実施する必要はないでしょうか。p.290では1年の春季と秋季の調査を計画されておりますが、事業者の見解をご教示ください。 ②可能な範囲でレーザーやサーマルスコープによる調査を実施してはどうか、との意見がありますが (p.258の・6つ目)、そのような機器を活用する予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。 ③生態系の項目に係るカラ類の餌資源量調査に関して、昆虫の幼虫の生息状況については、年度変化が大きいため、調査する年によって結果が大きく異なる場合がある (p.259・3つ目)とされておりますが、調査後に専門家に相談するなどして、平年の結果となっているか検証はされる予定か、ご教示ください。	①左記については猛禽類調査時において合わせて渡りの状況を記録することにより、調査結果を補完する考えです。 ②夜間調査においては、可能な範囲でサーマルスコープなどの暗視機器を使用する考えです。 ③調査結果については、準備書段階において専門家にヒアリングを実施し、結果の妥当性について確認する想定です。
6-7	262	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容【魚類・底生動物、昆虫類】 専門家F	1次	イエローパントラップの実施を検討するとよいとの意見がありますが、この意見の背景としては、ライトトラップでは把握が困難な昼行性で放花性の飛翔性昆虫を捕獲し、生息状況を把握するためということでしょうか。また、イエローパントラップの実施に係る検討状況をご教示ください。	ご指摘のとおり、イエローパントラップについては訪花性の昆虫類を対象としておりますが、訪花昆虫を含め昆虫類の生息状況については、任意採取、ベイトトラップ等において把握できるものと考えており、実施は検討しておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-8	263 ～ 265	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の 内容 【昆虫類】 専門家G	1次	①ヒメギフチョウに関する既存資料の意見がありますが、(p.263)、本資料は方法書作成時に参照しているでしょうか。 ②風力発電機への昆虫類の衝突に係る影響の把握方法について、専門家から情報が得られているのであれば、その内容をご教示ください。	①ご指摘のとおり、ヒメギフチョウに関する既存資料は方法書作成時に確認しております。 ②風力発電機への昆虫類の衝突に係る影響の把握方法等については助言をいただいております。
6-9	266	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の 内容 【植物】 専門家H	1次	①早春季調査は実施することが望ましい、早春季の調査時期は結果に大きく影響する旨の意見があります。本図書の植物相の調査期間は5月からとなっていますが、こちらは当該意見を反映したものとされているという認識でよろしかったでしょうか。 ②複数の専門家ヒアリングすることを指摘されていますが、植物についてはこの専門家からのヒアリングのみとなっています。事業者対応は「専門家ヒアリングの内容を検討した」となっていますが、具体的にどのような検討をしたのかお示しください。	①本事業地域においては、積雪量が多く、雪解けの時期を考慮した調査月を記載しておりますが、専門家意見を踏まえたくて実際の調査においては融雪期に合わせた早春季を含む調査の実施を計画しております。 ②ヒアリング結果に記載のとおり、専門知識が偏った有識者へヒアリングをせざるをえない場合には、複数の有識者へヒアリングするのが望ましいとされており、本件では調査内容について網羅的に御助言をいただける有識者へヒアリングを実施していることから、このヒアリング結果のみとなっております。
6-10	267	6.2.3 選定の理由	1次	「累積的影響については、今後の現地調査、予測及び評価の結果や周辺他事業の状況を踏まえて適切に検討していく」との記載がありますが、各項目に係る検討結果は準備書に記載されるのでしょうか。	今後、現地調査結果や有識者ヒアリング、今後の周辺他事業の状況を踏まえ、累積的影響が考えられる場合には、準備書において検討結果を記載します
6-11	269 278	表6.2-2 表6.2-7 調査、予測及び評価の手法 (騒音：工事用資材等の搬出入) (振動：工事用資材等の搬出入)	1次	5. 調査期間等 (1) 道路交通騒音 (振動) の状況の【現地調査】について、「平日及び土曜日の昼間 (6～22時) に各1回とする」と記載されていますが、 ①日曜・祝日は工事関係車両の出入りがないと解してよろしいでしょうか。 ②工事関係車両の実際の通行時間帯はどのように想定されているのかをご教示ください。 ③調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。	①現状の計画では日曜・祝日について工事関係車両の出入りはないものとしております。今後の検討状況で日曜・祝日での出入りが必要となった場合は準備書に記載いたします。 ②工事関係車両の実際の通行時間帯については、6～22時の範囲を基本として考えております。具体的な時間帯、今後の調査結果を踏まえ関係者と協議を重ねたくて準備書に記載いたします。 ③交通量が多くなる年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆を除く時期において、工事を実施する予定である平日及び土曜日に調査を実施します。
6-12	269	表6.2-2 調査、予測及び評価の手法 (騒音：工事用資材等の搬出入)	1次	10. 評価の手法 (2) において、「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているかを検討されていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	調査地点は類型の指定はございませんが、参考として、方法書p123 表3.2-16 騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) に記載した、昼間70dBとの比較を実施いたします。
6-13	270	表6.2-3 騒音及び振動の調査地点の設定根拠 (工事用資材等の搬出入)	1次	①沿道1について、環境保全配慮施設が存在する地点とされていますが、対象としている環境保全配慮施設の名称をご教示ください。 また、図3.2-6環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の分布状況 (p.117) では、沿道1付近に住居等以外は確認されない理由をご教示ください。 ②沿道1の南側に環境基準の類型A及びBに指定されている地域があります (p.124) が、沿道1の地点を環境基準が設定されている地域に設定することは検討されなかったのでしょうか。環境基準の類型指定を確認した結果に対し、どのような検討を行い調査地点を設定されたのかをご教示ください。	①環境保全配慮施設としては「港北小学校」を想定しております。当該施設等への影響を把握するために地点を設けておりますが、道路条件 (傾斜、カーブ、信号) や付近を流れる河川等の影響を考慮し、図に示した沿道1の場を選定いたしました。 ②上記のとおり、左記のエリアは道路交通騒音、振動を把握する上で適していないため、図に示した沿道1の場を選定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-14	271	図6.2-1 騒音、振動 及び交通量 調査地点	1次	一般道道苦前小平線の沿道にも住居等が確認されます (p.117) が、当該沿道に調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 なお、表3.2-7自動車交通量調査結果 (平日) (p.114) によると、当該道路の24時間自動車類交通量は59台 (大型車13台、小型車46台) であることから、他の道路と工事関係車両の台数が同じであっても、他の道路に比べ工事関係車両の走行割合が大きくなることが想定されることを踏まえてご回答ください。	騒音、振動の調査地点においては、町内の集落における代表的な地点を選定しており、一般道道苦前小平線についての影響は他の地点で補充できるものと考えております。また、環境騒音として、一般道道苦前小平線の沿道に調査地点を配置しており、騒音の状況を把握できるものと考えております。
6-15	272 273	表6.2-4 調査、予測 及び評価の 手法 (騒音：建設機械の稼働)	1次	5. 調査期間等の(1)環境騒音の状況について、平日及び土曜日の昼間 (6~22時) の各1回とされていますが、調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。 その際、発電所に係る環境影響評価の手引において、「対象事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じて適切な時期を選定し、1~4季について平日又は休日、或いはその両日に、建設機械が稼働する時間帯に1回調査する。」とされていることに対し、適切な調査期間が設定されていると判断される根拠をお示しください。	建設機械の稼働による騒音の評価は「騒音に係る環境基準について」と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」を参照しております。その中で、「騒音レベルの現地調査は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に示される測定方法により行う。」と記載されていることから「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、平均的な状況となる期間の平日を選定いたします。なお、マニュアルにおいて、「一般地域」で対象とする騒音は、人間活動により発生する騒音であるとされており、「人間活動により発生する騒音」は、「工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音、営業騒音、近隣生活騒音等である。」とされているため、本項目に関してはこの環境基準を利用することになりました。また、調査を行う季節について、夏季においては、虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、夏季及び休工である冬季を除く、春季又は秋季にて調査を実施予定です。 なお、現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、春季及び秋季において、環境騒音による差はないと考えております。工事につきましては、土曜については工事を実施する可能性がございます。日曜・祝日については原則休工とする予定です。
6-16	272 275 280	表6.2-4 表6.2-5 表6.2-8 調査、予測 及び評価の 手法 (騒音：建設機械の稼働) (騒音：施設の稼働) (超低周波音：施設の稼働)	1次	準備書において示される予測結果は、7. 予測地域を対象として示されるのか、8. 予測地点のみを対象として示されるのかをご教示ください。	予測結果 (コンター図) については、予測地域を対象としてお示しする想定です。
6-17	274 279	表6.2-5 表6.2-8 調査、予測 及び評価の 手法 (騒音：施設の稼働) (超低周波音：施設の稼働)	1次	5. 調査期間等の(1)騒音 (超低周波音) の状況について、 ①騒音と超低周波音の調査期間を同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の現地調査の期間は3日間×3時期 (春季、夏季及び秋季) とされていますが、どのような条件を基に調査日を決定されるのかをご教示ください。	①調査期間は同一期間といたします。 ②調査日については、週間天気図等で風況や天気を確認しつつ、有効風速範囲における残留騒音の測定として有効な3日間を確保できる日に実施します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-18	276	図6.2-2 騒音調査地点 (建設機械の稼働、 施設の稼働)	1次	①対象事業実施区域の南側に位置する「外周からの最寄り住居(約0.01km)」(p.117)の付近に調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ②風況観測塔の高さを58.2mとされていますが、風力発電機のハブ高さを100~110m(p.13)とされていますので、より高い位置で風況データを取得することについて、事業者の見解をご教示ください。	①当該エリアの付近には河川・水路があり、流水音による影響を受ける可能性があるため、周辺に配置した調査地点により、当該地域(農村集落)における代表的な騒音を把握する考えです。 ②風況観測につきましては風況観測塔での観測に加えて、ドップラーライダーを用いてハブ高さに相当する100~110mの風況についても補完することができると考えております。
6-19	281	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法 (水質：造成等 の施工による一 時的な影響)	1次	2.調査の基本的な手法(1)浮遊物質量の状況に記載がありませんが水温の記録は行われるでしょうか(発電所に係る環境影響評価の手引において、SSに係る調査の基本的な手法に、「なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。」とあります。)	水温は記録いたします。
6-20	281	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法 (水質：造成等 の施工による一 時的な影響)	1次	4.調査地点の(1)浮遊物質量の状況について、 ①発電所に係る環境影響評価の手引では、「調査地域のうち、排水の可能性のある流域毎に支流、水の流れる沢、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする」と記載されていますが、利水状況をどのように考慮し、調査地点を設定されたのか、ご教示ください。 ②p.282の表6.2-10及びp.283の図6.2-3に示される調査地点の設定に係り、利水関係者(水道・さけます・農業)にヒアリングを実施しているか、ご教示ください。実施をしていない場合は今後の予定についてご教示ください。 なお、調査地点設定前のヒアリングだけでなく、設定した調査地点の妥当性についてのヒアリング状況も分かる回答としてください。	①対象事業実施区域周辺の利水の状況としては、南側を流れる小平薬川から上水や農業用水が取水されており、この小平薬川の支流(水質4~10)に調査地点を設定しました。 ②利水(水道・さけます・農業)については、小平町企画振興課様を窓口としてヒアリングを実施しており、方法書作成段階で意見を伺い、調査地点の設定状況も含め、特段意見は頂いておりません。なお、左記の利水関係者に対しては、今後の現地調査及び予測の結果を踏まえ、協議を行ってまいります。
6-21	281	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法(水質：造成等 の施工による一 時的な影響)	1次	4.調査地点の(2)気象の状況について、区域周辺の気象観測所の資料を調査するとされていますが、第3章のp.25-27に記載の留萌特別地域気象観測所及び達布地域気象観測所のデータを対象に調査すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、降水量等の気象データは留萌特別地域気象観測所及び達布地域気象観測所のデータを用いる想定です。
6-22	281	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法 (水質：造成等 の施工による一 時的な影響)	1次	5.調査期間等の(1)浮遊物質量の【現地調査】について、 ①春季・夏季・秋季とは、それぞれ何月頃を想定されているかをご教示ください。 ②降雨時は2回以上行うこととされていますが、1回の降雨に対して2回以上の採水を計画されている(降雨時調査として、2回以上の降雨を対象に計画しているものではない)と解してよろしいでしょうか。 また、1回の降雨に対し、どのようなタイミングで採水することを想定されているのか、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	①春季は4月~5月頃、夏季は7月~8月頃、秋季は10~11月頃の調査を想定しております。 ②降雨時の調査は、1回の降雨に対して2回以上の採水ではなく、1回の降雨に対して1回の採水、これを2回以上(複数回)実施する想定です。また、採水のタイミングについては、調査実施時までに降水量に係る気象予報を確認の上、十分な降雨があったのち、降雨による影響(流量等)が収まるまでの間に調査を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-23	281	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法 (水質：造 成等の施工 による一時 的な影響)	1次	5. 調査期間等の(3)土壌の状況及び(4)水象の状況については、現地調査を「適宜1回」行うとされていますが、適宜を記載した理由をご教示ください。 また、どのような時期に実施することを想定しているのかご教示ください。	適切な時期において調査を実施する意味で記載しております。土壌調査の時期については、積雪期を除く春季～秋季を想定しております。
6-24	282	表6.2-9 調査、予測 及び評価の 手法 (水質：造 成等の施工 による一時 的な影響)	1次	9. 予測対象時期等について、「工事排水による浮遊物質量が最大となる時期」とは、具体的にどのような条件により決定されるかをご教示ください。	予測対象時期としては、造成工事等により裸地が生じる時期を想定し、予測条件として、工事区域で発生する濁水の浮遊物質量は既存文献を参考に高めの値を設定する、土壌ごとに最も高い土砂の残留率を設定する、周辺の気象観測所の10年間で最も多い時間雨量を設定する等により、工事排水による浮遊物質量が最大となる時期の影響を予測する考えです。
6-25	283	図6.2-3 水質調査地 点	1次	①本図に小平町上水道浄水場取水口の集水域を追加した図をお示しください。 ②発電所に係る環境影響評価の手引では、「調査地点は安全を考慮したうえで、出来る限り上流側に配置することが望ましい。」とされています。このため、水質1、2、3、4、6、7の各調査地点について、さらに上流側に配置することが可能であるかをどのように検討されたのか、ご教示ください。	①国土数値情報を基に想定される集水域を別添資料においてお示しいたします。 ②現地を踏査しながら調査地点を選定いたしました。現状の地点より上流側においてはアクセス可能な道は整備されておらず、樹木等の繁茂状況やヒグマ等による危険性の観点から、現状の調査地点を選定いたしました。
6-26	286	表6.2-11 調査、予測 及び評価の 手法 (風車の 影：施設の 稼働)	1次	10. 評価の手法において参考にしている海外の指針値について、①実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日30分間を超えないこと、②実際の気象条件等を考慮する場合で、年間8時間を超えないこと、という2つの基準がありますが、両方の基準で評価されるのでしょうか。参考にしている指針値の具体的な内容をお示しください。	左記のとおり、①及び②の基準に基づき評価する考えです。
6-27	290	表6.2-12 調査、予測 及び評価の 手法 (動物： 造成等の施 工による一 時的な影 響、地形改 変及び施設 の存在、施 設の稼働)	1次	秋季の渡り鳥の調査期間が9月から11月となっておりますが、この期間で文献調査で確認された渡りをする鳥類を網羅できる見込みでしょうか。8月など、さらに早期に渡りを行う種がいる可能性はないか、事業者の見解をご教示ください。	一部8月などの早い時期に渡りを行う種が確認される可能性はあるものの、既存資料を基に地域特性を把握し、専門家にヒアリングを実施した上で調査時期を選定しており、当該地域における渡りの状況を適切に把握できるものと考えております。
6-28	291	表6.2-12 調査、予測 及び評価の 手法 (動物： 造成等の施 工による一 時的な影 響、地形改 変及び施設 の存在、施 設の稼働)	1次	6. 予測の基本的な手法で、鳥類の衝突については環境省のモデル等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われず。 したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の貴社の対応方針を回答願います。	ご指摘のとおり、風力発電機の詳細な配置については、対象事業実施区域及びその周辺の衝突確率の推定結果を踏まえて検討いたします。また、推定結果を図示し、風力発電機の配置計画との関係をお示しいたします。
6-29	292 293	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容	1次	「●日×▲季」の表記のある項目について、それぞれ連続した日で実施する予定か、それとも、なるべく異なる環境条件となるよう調査日を離す予定か、ご教示ください。	基本的には連続の調査を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-30	292	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容 哺乳類 (コウモリ 類以外) トラップ法	1次	<p>①小型哺乳類捕獲調査については、墜落缶の設置数を一地点あたり（環境類型区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くするとともに設置数を増やすことで、より良い調査につながると考えられます。 本方法書においては、ネズミ類やトガリネズミ類の捕獲調査において、シャーマントラップを各20個及び墜落缶を20個設置すると記載されておりますが、調査に当たっては上記に留意願います。</p> <p>②墜落缶について、環境類型区分を網羅しているものと考えますが、調査地点が設定されていない区域北部（エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）の辺り）で実施する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③トラップ類は2晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p>	<p>①左記の御指摘に留意し、調査を実施いたします。</p> <p>②エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）は改変を回避する計画であることから、調査地点は配置しておりません。</p> <p>③各地点とも回収時のみの確認ではなく、飢餓を考慮し毎日確認いたします。各地点の確認間隔は24時間前後で予定しております。</p>
6-31	292	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容 哺乳類 (コウモリ 類)	1次	<p>コウモリ類のバットディテクター調査について、機器の設置高度の記載がないので、設置高度及びマイクの方角をご教示ください。 なお、高空飛翔調査Bの機器の設置高度については、専門家A及びBからそれぞれ異なる意見がありますので（専門家A：5～10m程度の高さ、専門家B：3～5m程度の高さ）、その意見をどのように参考としたのかを回答に記載してください。</p>	<p>高空飛翔調査Aについては50m（上向き）と20m（下向き）の2箇所、Bは5m程度（上向き）として設置します。専門家それぞれの意見を考慮した高さとなるよう検討しております。</p>
6-32	292	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容 鳥類 (一般鳥 類)	1次	<p>①鳥類の調査について、ラインセンサス及びポイントセンサスの開始時刻である「早朝」は調査日の日の出時刻と解してよろしかったでしょうか。また、任意観察法の夜間調査の実施時間をご教示ください。</p> <p>②ラインセンサス及びポイントセンサスの調査員の人工をご教示ください。</p> <p>③ラインセンサスについては調査時間帯を早朝から午前中とし、4ルート×4回×5季行うこととされていますが、当該4ルート×4回は、別日に行う可能性もあるのでしょうか。</p>	<p>①アクセスが悪く危険を伴うルートや地点を除き、1地点目の調査開始時刻は日の出時刻を想定しています。 また、任意観察法の夜間調査は日没前から日没後3時間程度を想定しています。</p> <p>②ラインセンサスが1季あたり2名×4日間程度、ポイントセンサスが2名×6日間程度を想定しています。</p> <p>③基本的には同日中に実施し、ルートの整備状況に応じて別日に行う可能性もあると考えております。</p>
6-33	293	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容 爬虫類 両生類	1次	<p>①生態系の項目におけるクマタカの餌資源のひとつとしてヘビ類が設定されていますが（p.311）、記載の調査努力量（2名×5日×3季）で生息状況を把握できるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②両生類の春の調査は5・6月で設定されていますが、エゾサンショウウオやエゾアカガエル等の成体の生息状況の確認のため、調査を卵塊が確認できる4月に行う必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①左記に記載した以外の調査時において確認できたヘビ類についても記録し、生息状況の把握に努めます。</p> <p>②左記についてはその年の積雪・融雪の状況も踏まえ、卵塊が確認できる適切な期間に調査を実施いたします。</p>
6-34	293	表6.2-13 動物の調査 方法及び内 容 昆虫類	1次	<p>昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。</p>	<p>有識者ヒアリングを実施しましたが、風力発電機の存在や稼働に伴う影響を把握するための具体的な調査手法については御助言をいただけておりません。このため方法書に記載した一般的な手法により把握していく考えです。また、今後の審査・指導において新たな調査手法等が示される場合には、必要に応じて調査を実施してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-35	297 298 302 303 310	調査地点 (哺乳類、 コウモリ 類、爬虫 類、両生 類、昆虫 類、植物)	1次	地形図上で車道のほか徒歩道もない区間がありますが、下草が茂る季節においても踏査が可能な見込みか、ご教示ください。	下草が茂る季節においても可能な限り踏査を実施いたします。
6-36	298	図6.2-7 哺乳類調査 地点(コウ モリ類)	1次	当該図の凡例の内、バットディテクター法(任意踏査)について、 ①ルートは図郭外へはみ出ているのでしょうか。 ②北西のルートは地形図上、さらに奥の対象事業実施区域の北西部に車両で進入可能なように見えます。また、同区域北部にも車両で進入可能なルートが確認されます。区域北側からのコウモリの進入を予測するため、これらルートを追加する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	①ルートは図郭に収まる範囲を基本として把握する考えです。 ②左記で御指摘頂きましたルートはいずれも車両で進入不可能なルートとなっております。
6-37	299	図6.2-8 一般鳥類調 査地点	1次	風力発電機の設置予定範囲の東部に調査地点が設定されていません。専門家からも同様の指摘がありますが、調査地点を追加する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	当該エリアは尾根線上に林道等が通っておらず、現地踏査(ラインセンスにおける踏査)が困難なため、その他の調査地点にて当該地域の一般鳥類を整理する考えです。
6-38	300	図6.2-9 鳥類(希少 猛禽類)調 査地点	1次	①北西部の■は地点番号が付されていませんが、ST2でよろしいでしょうか。 ②対象事業実施区域西部の尾根沿いの山肌の可視領域が少なくなっています。海ワシ類への影響を考慮して海岸から離隔を取った区域設定としていますが、影響を適切に予測できるようにするためにも、地上視野が得られる調査地点を追加する必要はないでしょうか。	①ST2で間違い御座いません。 ②対象事業実施区域西部の尾根沿いはまとまった樹林となっており、樹上のとまりや樹冠付近での飛翔状況はST10や13により把握できる配置となっていることから、地点の追加は不要と考えております。
6-39	301	図6.2-9 鳥類(渡り 鳥)調査地 点	1次	対象事業実施区域の北側から中央部にかけて、現在の調査地点のみでは可視領域を網羅できていませんが、この範囲を網羅しなくても北から渡ってくる鳥類に対する影響を適切に把握できるのでしょうか。調査地点の追加の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	当該地域の渡りについては主に南北に通過ルートとなっており、現状の地点配置においても渡りの状況を適切に把握できるものと考えております。
6-40	310	図6.2-14 植物調査地 点	1次	本踏査ルートにより改変を予定しているヤードや風力発電機設置予定箇所、新設道路などは踏査により網羅されるという認識でよろしかったでしょうか。	左記のとおり、改変を予定しているヤードや風力発電機設置予定箇所、新設道路などのエリアを踏査により確認する考えです。
6-41	318	表6.2-33 調査、予測 及び評価の 手法 (景観：地 形改変及び 施設の存 在)	1次	①5. 調査期間等における「展葉期、紅葉期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。 ②「積雪期は、一部の地点が閉鎖されるほか、積雪(または除雪)により写真撮影自体が困難である場合も想定されるため、写真撮影が可能な地点を対象とする」とあり、撮影の実施可否は調査年の降雪量にも依ると思われますが、現時点で撮影が困難と想定される地点がありましたら、その地点をご教示ください。	①明確な月を定めるのは難しく、特に紅葉期や落葉期は随時現地を確認しながら最適な期間を見定める考えです。 ②積雪により撮影が困難と想定される地点は、2. 望洋台キャンプ場、7. 海のふるさと館、8. 神居岩公園、9. 千望台、11. 礼受牧場、12. おびらしべ湖になります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-42	319	表6.2-33 調査、予測及び評価の手法 (景観：地形改変及び施設の存在)	1次	10. 評価の手法について、「調査及び予測の結果に基づいて、景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討」することですが、地域住民や観光客等に対して、フォトモンタージュを提示したアンケート調査を実施される予定があるか、ご教示ください。	現時点でフォトモンタージュを提示したアンケートなどは想定しておらず、環境影響評価手続き(準備書段階における説明会)においてフォトモンタージュを提示するなど、適切に説明を行ってまいります。
6-43	319 ～ 321	表6.2-34 主要な眺望点の設定根拠	1次	各眺望点からの垂直視野角をご教示ください。なお、風車の設置位置は現時点で定まっていないことから、想定される最大の数値をご提示ください。	風力発電機の配置計画は検討中であることから、参考として想定される最大の垂直見込角を次のとおりお示しします。なお、現地調査に基づくフォトモンタージュの作成、樹木等の遮蔽を考慮した垂直見込角は準備書段階でお示し致します。 1. にしん文化歴史公園(道の駅おびら鯉番屋)：0.9°、2. 望洋台キャンプ場：3.0°、3. ゆづゆそう：3.7°、4. 望洋台スキー場：8.3°、5. 臼谷海水浴場：2.6°、6. 黄金岬：0.9°、7. 海のふるさと館：1.0°、8. 神居岩公園：1.9°、9. 干望台：0.1°、10. ゴールデンビーチるもい：1.0°、11. 礼受牧場：0.7°、12. おびらしべ湖：0.5°、13. 眞砂橋：1.6°、14. 大槻神社：2.8°、15. 小平中学校：3.5°、16. 小平本郷郵便局：3.7°、17. 沖内橋：2.2°、18. 寧楽神社：4.2°、19. 住吉橋：2.6°、20. 達布地区活性化センター：1.0°
6-44	323	表6.2-35 調査、予測及び評価の手法 (人と自然との触れ合いの活動の場：工事用資材の搬出入、地形改変及び施設の存在)	1次	5. 調査期間等については、「利用特性を踏まえた適切な時期とする」とのことですが、具体的な調査時期の想定をご教示ください。	1. 望洋台スキー場は冬季、2. 望洋台キャンプ場は夏季、3. 日本海オロロンラインは秋季～秋季と想定しております。
6-45	326	図6.2-18 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点	1次	4. 調査地点の「(2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況」について、3地点の調査地点が設けられておりますが、この内「No.3 日本海オロロンライン」はどの辺りで調査を行うのかご教示ください。	主な調査地点については、望洋台キャンプ場付近の温泉施設や、国道沿いの道の駅(おびら鯉番屋)等を想定しております。
6-46	327	表6.2-37 調査、予測及び評価の手法 (産業廃棄物：造成等の施工による一時的な影響)	1次	1. 予測の基本的な手法では、発生量のほか、有効利用量及び処分量を把握する旨、記載されておりますが、発電所に係る環境影響評価の手引に記載の予測対象である「最終処分量、再生利用量、中間処理量」が把握されると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通り記載しております基本的な手法を用いて「最終処分量、再生利用量、中間処理量」を把握いたします。

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	358	表7.2-1 事業計画の比較	1次	「発電所の出力」の記載が配慮書段階から変わっていますが、変更した理由がありましたらご教示ください。 ○配慮書：最大85,400kW(4,200～6,100kW 級×17基) ○方法書：最大85,400kW(6,100kW×14基) 4,200～6,100kWの風力発電機を想定し、設置基数は最大で17基を計画(採用する風力発電機の出力に応じて設置基数を変更)	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課との方法書届出前の事前協議において指摘を受け、左記のとおり記載を変更しておりますが、当初の計画に変更はございません。